一般社団法人三重県トラック協会
定期発送のご案内

MTA
Mie Trucking Association

令和２年３月

CONTENTS

	頁
◆政策協議会のご報告	2
◆適正化運営委員会のご報告	2
◆業務運営委員会のご報告	3
◆広報委員会のご報告	4
◆全日本トラック協会青年部会全国大会	4
◆異常気象時の輸送について	5
◆春の全国交通安全運動	5
◆36協定の労働基準監督署への届出はお済みですか？	6
◆会員名簿の内容確認と従業員数調査	6
◆〈重要〉当面の会議・講習会等の延期について	7
◆社員研修ビジネス講座を開催します。　新人スタートアップ研修	8
◆2020年度安全性優良事業所（Gマーク）の申請について	9
◆軽油価格調査　結果報告　令和2年1月	10
◆社員教育用DVDの貸し出し	11
◆新入会員様のご紹介	11
◆会員様の所在地名称・変更等	11
◆協会職員人事のお知らせ	11

～～　ご意見ご相談等をお寄せ下さい。　～～

- **春の全国交通安全運動**　　交通ルール、みんなで守って安全・安心！
  令和2年4月6日（月）～15日（水）
- **事業者のみなさんへ**
  2020年へ向けて、原則屋内禁煙。喫煙には、事業者の分類に沿った喫煙室の設置が必要です。

=*=

一般社団法人三重県トラック協会
http://www.santokyo.or.jp
TEL 059-227-6767　FAX 059-225-2095

◆ 政策協議会のご報告

令和元年度第５回政策協議会を開催しました。

〇政策協議会（支部長会）

日　時　　令和２年２月１９日（水）１２：００～
場　所　　ホテルグリーンパーク津　藤・萩の間
出席者　　小林会長ほか各支部長９名及び専務理事

今年度の事業報告及び令和２年度の事業運営についてご協議頂いた後、各支部の事業活動について意見交換を行いました。

◆適正化運営委員会のご報告

令和元度第２回適正化運営委員会を開催しました。

日　時　　令和２年２月１３日（木）１０：３０～
場　所　　ホテルグリーンパーク津　菖蒲の間
出席者　　委員１４名 （欠席４名）

【 議事事項 】

１．令和元年度 事業について
会議・研修の出席、巡回指導の実施状況、物流セミナー結果、広報啓発活動の実施状況、研修会の開催状況、トラックドライバーコンテストの結果、運行管理者試験の状況、トラックの日の清掃活動の結果、事故防止セミナーの状況、
安全性優良事業所(Ｇマーク) 申請と認定結果、労働セミナーの状況、
〈ＰＲイベント〉 ① 4/29～5/6 鈴鹿サーキット働く くるま大集合の参加結果
② 11/10 トラックフェスタ2019の開催結果 を報告し承認されました。

２．令和元年度 巡回指導について
4月～12月までの実施結果、総合評価、改善要請の状況 を報告し承認されました。

３．令和２年度 事業計画と予算について
令和元年度との変更事項
巡回指導車 1両の代替(予算280万円)、巡回指導車 2両の車検(20万円)、巡回指導車１両の点検(1万2千円)、指導員初級研修 旅費(4万5千円)、安全性評価事業 業務連絡会議旅費(4万8千円)、適正化小規模グループ研修(福井県開催) 旅費(8万4千円)、街頭パトロール活動の件数削減(3万円に減額)、パイロット事業の成果を取りまとめたガイドラインの公表をもって終了(250万円を計上せず)を説明し事業計画及び予算が承認されました。

４．令和２年度 物流セミナーの講師人選について
集客能力を考慮した講師の推薦を依頼。

◆業務運営委員会のご報告

令和 2年 2月18日(火)、業務運営委員会が開催されました。委員会の概要をお伝えします。
(委員構成18名、委員長 ㈱三重物流 廣野 修氏)

■ 議事　次年度の助成事業／その他事業計画 について 基本部分を策定しました

次年度助成金　次年度の助成金については下記の変更をおこなったうえで、助成金の予算配分を見直し、理事会に提示する内容を承認した。

ドラレコ予算は1000万。簡易型を除外することはないが、助成率の見直しを行なう。
上位運転免許の１社あたり上限総額は40万円までとする。

他の事業計画　最重点推進施策項目の詳細を説明し、意見交換の後 承認を得た

（重点推進１）**働き方改革への対応と労働環境の改善、人材力確保・育成施策を推進します**

◇労働力確保セミナー／働き方改革関連セミナー （２ヵ所／前後期各１回ずつ開催予定）

①「よいドライバーをたくさん採用するためにその対応策を考える」（仮）
研修セミナー開催（２ヵ所で開催／前後期各１回ずつ）
＋
② 前期／事業者参加によるモデル事業の実施　後期／取り組み内容発表会

◇ホワイト経営ＰＲ　◇業界ＰＲの強化 を行うこととします。

（重点推進２）**交通及び労働災害防止のための諸施策を推進します**

①事故防止の取組と対策推進　「 安全宣言200days 」の継続
②信号のない横断歩道に歩行者がいる場合の車両停止率 全国ワースト１位
③ながらスマホ等罰則強化（②③は運転席ステッカーやドライバーカードにて啓発）
④道路の白線不明瞭、支部活動として白線スプレー贈呈等

（重点推進３）**大規模災害時における緊急輸送体制の整備と会館建設に向けた体制の整備を推進します**

重点推進１ 詳細　**労働力確保セミナー　労働力確保にむけたステップアップ研修・モデル事業の計画**

労働力確保セミナーを受講いただいた会員様が、早期に「採用と人材定着」の強化に取り組んでいただくため、モデル事業として「 ステップアッププログラム ＝ ドライバー採用・育成・定着 コンサルティング集合研修 」を トラック協会で実施します。この研修モデルの参加者募集をおこないます。

Ⅰ.ドライバー採用・育成・定着 コンサルティング研修　新規募集(予定)

・ドライバー採用強化について、船井総研ロジ株式会社が有料で提供するステップアップ研修です。
各企業に合わせた研修とコンサルティングを受けていただくことができる研修プログラム。
・参加事業者７割負担、トラ協３割負担にて 実施予定。

・第1段階　ドライバーの募集力アップに向けた採用情報強化型ホームページを構築(フェーズⅠ)
・第2段階　採用・定着実践支援(フェーズⅡ)ホームページ構築後の効果検証・改善のフォローコンサル

Ⅱ.課題解決フォローアップ コンサル研修　既存参加者への取組み継続支援(予定)

・ドライバー採用・育成・定着 コンサル研修で明らかになった課題解決 6ヵ月基本プログラム

◆広報委員会のご報告

令和 2年 2月18日(火)、広報委員会が開催されました。委員会の概要をお伝えします。
(委員構成14名、委員長 三栄運輸㈱ 山本貞夫氏)

■ 議事① 令和元年度広報事業の報告 下記の内容で広報を展開してまいりました

①トラッコCM ーFM三重 下半期 平日朝昼夕に放送(20秒CM)
②くらしと経済を運ぶトラックCMー三重テレビ 高校野球に集中して放送(15秒30秒CM)
③ 〃 ーイオンシネマ津南・鈴鹿・東員 (15秒30秒CM)
④インターネット広告 ーyahoo広告 三重県内 静止画
⑤新聞広告 ー交通安全運動 トラックの日 労働時間改善関連
⑥新聞折込広告 ートラックフェスタ開催告知
⑦SafetyDrive・エコドライブ等啓発 ーステッカー類啓発

◇トラッコCMの内容

安全運転編	エコドライブ編	計画出荷編
ドライバーの皆さん。 運転お疲れ様です。	ドライバーの皆さん。 運転お疲れ様です。	トラック輸送をご利用の 企業の皆様へ。
今日の体調はいかがですか？ この先も 安全運転で お願いします。	エコドライブしてますか？ やさしく発進 スムーズ停車、 アイドリングストップも お願いします。	出荷や荷受けの際、 トラックの待ち時間が 長くならないよう 見直しをお願いします。
セーフティ＆エコドライブ 三重県トラック協会です。	三重県トラック協会です。	三重県トラック協会です。

■ 議事② 令和２年度の広報計画について 事業計画（案）·事業予算（案）

下記内容での主な計画を説明し、承認を得ました。

（交通安全） （環境対策） （労働対策）
・トラッコを使ったＣＭ 安全運転・エコドライブ・計画出荷編 を活用
・業界PR・人材確保のための全国共通CM トラック輸送がくらしと経済を支えます を活用
・業界PR・トラックが動かないとこんなことに.... トラックはライフライン を活用
・労働時間改善に関する荷主啓発 ホワイト物流 推進運動 を案内し物流改善を要請

＊今年度は、別紙の内容にて３月中に荷主啓発実施予定です

◆ 全日本トラック協会青年部会全国大会

2月21日全日本トラック協会青年部会全国大会が京王プラザホテルで開催されました。

テーマは「誇りを形に！！～物流の未来へ～」で、全国から785名が集まり、三重からは15名の青年部会員が参加しました。

㈱MTG 取締役会長 大田嘉仁様が「働く意識を変える―JAL再生から学ぶ経営者のあり方」というテーマで、願望・情熱・意志等が行動の原動力になる為、持続的な願望を持つことが成功の秘訣であると、体験談を交え講演していただきました

懇親会では、全国各地の方と交流を行い、大いに親睦を深める事が出来ました。

◆ 異常気象時の輸送について

昨今の台風等異常気象時において、運送事業者が輸送の安全を確保することが困難な状況下で荷主に輸送を強要され、トラックが横転するなどの事故が発生しています。

このような場合には、ドライバーの生命や身体が害されるおそれがあることはもとより、トラック運送事業者は行政処分を受け、当初の運行計画が崩れることにより、物流全体の効率性が損なわれ、持続的な物流機能にも影響が生じるおそれがあります。

今般、こうした状況を踏まえ、国交省では台風等の異常気象時における輸送の在り方の目安を通達として定めましたのでお知らせします。

気象状況	雨の強さ等	気象庁が示す車両の状況等	輸送の目安
降雨時	20～30mm/h	ワイパーを速くしても見づらい	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	30～50mm/h	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる（ハイドロプレーニング現象）	輸送を中止することも検討するべき
	50mm/h以上	車の運転は危険	輸送することは適切ではない
暴風時	10～15m/s	道路の吹き流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	15～20m/s	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる	
	20～30m/s	通常の速度で運転するのが困難になる	輸送を中止することも検討するべき
	30m/s以上	走行中のトラックが横転する	輸送することは適切ではない
降雪時	大雪注意報が発表されているときは必要な措置を講じるべき		
視界不良時	（濃霧・風雪等）視界が概ね２０ｍ以下であるときは輸送を中止することも検討するべき		
警報発表時	輸送の安全を確保するための措置を講じた上、輸送の可否を判断するべき		

※ 輸送を中止しないことを理由に、直ちに行政処分を行うものではありませんが、国土交通省が実施する監査において、輸送の安全を確保するための措置を適切に講じずに輸送したことが確認された場合には、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成21年9月29日付 国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号）」に基づき行政処分が行われます。

運送事業者等が気象情報等から輸送を中止することとした場合は、直ちに荷主等へ報告することや、安全な輸送を行うことができない状況であるにもかかわらず、荷主に輸送を強要された場合には、国土交通省に設置する「意見募集窓口」等に通報することも通達で決められました。

◆ 春の全国交通安全運動

春の全国交通安全運動が実施されます。会員様各社におかれましても、乗務員様への適切な指導により 安全運行が行われますよう 安全運動の展開をお願いします。

春の全国交通安全運動　4／6（月）～15（水）までの 10日間

【重点項目】
○子供をはじめとする歩行者の安全確保
○高齢運転者等の安全運転の励行
○自転車の安全利用の推進

◆36協定の労働基準監督署への届出はお済みですか？

法定労働時間を超えて労働時間を延長すること（時間外労働）や、休日労働をさせるためには、使用者と労働者との間で協定(36協定)を結び、その内容を事業場ごとに所轄の労働基準監督署へ届け出る必要があります。(労基法36条)。36協定の締結期間は１年以内と決められています。毎年忘れずに届出を行ってください。

- 36協定の 新書式 を同封しましたのでご利用下さい。（ 解説付き ）
- 届出は運転者用、運転者以外の方用の各２部です。（ 監督署提出用、事業者様控え ）
  所轄の労働基準監督署に直接提出して下さい。
- 提出の際には、労働条件や協定の内容について尋ねられる場合がありますので、
  会員事業者様から監督署への直接提出をおねがいしています。
- １部は監督署の受付印を押印し返却されます。会社控として必ず保管してください。
- 不明な点がございましたらトラック協会へご連絡ください。
  なお、詳細については 労務士様･労働基準監督署にご相談いただくことをお勧めします。
- 協定については、従業員を代表する方の氏名、選出方法などを同意の上締結することが重要です

昨年からの変更事項

４月１日より、中小企業にも時間外労働の上限規制が適用されます。
トラック運送事業において、運転者には2024年３月までの猶予期間があり、それまでの期間は従来のままでの規制で継続されますが、運転業務以外の従業員（事務員・作業員）の上限規制は下記の通りとなります。

- 原則　月45時間　年360時間
- 臨時的な特別な事情がある場合(特別条項)

  時間外労働　年720時間
  時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
  時間外労働と休日労働の合計が「2～6ヶ月のすべての平均」が1ヶ月あたり80時間以内
  時間外労働が月45時間を超えることができるのは年６ヶ月が限度

このため、4月１日以降の期間で協定を届ける場合は、運転者と運転以外の業務の方で協定書を分けて届出をする必要があります。

※ なお、36協定の協定期間が 令和２年３月31日を含む届出は　（届出日ではありません）
従来の書式にて協定可能です。(従来の協定書式で届出できます)。
従来書式をご希望の場合は トラック協会 業務部 までご連絡ください。TEL059-227-6767

◆ 会員名簿 の 内容確認 と 従業員数調査

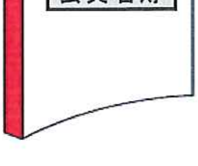

令和２年度の会員名簿を作成するにあたり、名簿記載事項の確認と従業員数の調査報告書をFAXで送付させていただきました。

掲載内容の変更を希望される場合はご報告下さい
★報告がない場合、現在の掲載状況にさせて頂きます★

報告〆切　３月末日　FAX:059-225-2095

※ 従業員数は会費及び助成事業等の資料となりますので、正しくご報告下さい。
＜ 会員名簿は、総会資料と一緒に送らせていただきます。＞

◆＜重要＞ 当面の 会議・講習会等の 延期について

新型コロナウイルス感染症の増加を防止し 皆様の健康を守るため、**下記の講習会・セミナーは 延期**することといたしました。
新たな日程は、後日あらためてご案内申し上げます。
ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

＜延期する 会議・講習＞	中止日程	開催場所
女性部会 設立全体会議	**3**月**12**日(木)	三重県トラック会館（津）
働きやすい職場認証セミナー ホワイト経営説明会	**3**月**18**日(水)	三重県トラック会館（津）

ご予定いただいていた皆様には申しわけありませんが、ご理解ご了承を賜りますようお願い申し上げます。　今後の状況にもよりますが、５～６月頃に延期し開催を見込んでいます。

＊今回の郵送物で ４／６新入社員研修開催をご案内しています。 この研修は、新入社員としての時期がございますので、マスク着用･アルコール消毒液を配置しての開催を予定しております。

＜参考＞

各社におかれましても、既に各種の予防対策を行っておられる事と存じますが、

同封の感染症対策のチラシ

を

あらためて、社内展開いただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために

感染拡大を防ぐために

国内では、散発的に小規模に複数の患者が発生している例がみられます。
この段階では、濃厚接触者を中心に感染経路を追跡調査することにより感染拡大を防ぎます。
今重要なのは、今後の国内での感染の拡大を最小限に抑えるため、
小規模な患者の集団（クラスター）が次の集団を生み出すことの防止です。

＜感染経路の特徴＞

※「小規模患者クラスター」とは
感染経路が追えている数人から数十人規模の患者の集団のことです。

◆これまでに国内で感染が明らかになった方のうちの８割の方は、他の人に感染させていません。
◆一方、**スポーツジム、屋形船、ビュッフェスタイルの会食、雀荘、スキーのゲストハウス、密閉された仮設テントなど**では、**一人の感染者が複数に感染させた事例**が報告されています。

このように、集団感染の共通点は、特に、
「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」です。

国民の皆さまへのお願い

◇ **換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間**に**集団で集まることを避けて**ください。
◇ イベントを開催する方々は、風通しの悪い空間や、人が至近距離で会話する環境は、感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、その開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、**風通しの悪い空間をなるべく作らない**など、イベントの実施方法を工夫してください。

これらの知見は、今後の疫学情報や研究により変わる可能性がありますが、現時点で最善と考えられる注意事項をまとめたものです。

厚生労働省では、クラスターが発生した自治体と連携して、クラスター発生の早期探知、専門家チームの派遣、データの収集分析と対応策の検討などを行っていくため、国内の感染症の専門家で構成される「クラスター対策班」を設置し、各地の支援に取り組んでいます。

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare　**令和2年3月1日版**

◆社員研修 ビジネス講座を開催します。新人スタートアップ研修

このたび、会員様各社の従業員皆様向けのビジネス研修を開催いたします。

「従業員様の採用」ならびに「入社後の社内教育」において、会員様各社ではビジネスの基本を理解し、社員としてのビジネススキル向上」に、いろいろお取り組みのことと存じます。

お取引先、お客様との対応にあたっては、接遇マナーや電話での応対が、会社に対するイメージ・信頼感に大きくかかわってきます。今回、社員研修ビジネス講座として、基本となる社会人マナーや職場での心構えと対応について学んでいただきます。

新入社員等がお見えになる会員様や、今一度、外部研修にてビジネスの基本・仕事の仕方を再認識したい（させたい）社員様などお見えでしたら、この講座をぜひご活用下さい。

参加費　無料 です

～社員研修 ビジネス講座～

●日時　令和 2年 **4**月 **6**日(月)　**10:00～16:00**

●場所　**三重県トラック協会　三重県トラック会館**

津市桜橋三丁目53-11

TEL 059-227-6767

●内容

「コミュニケーションとは何か？」を紹介し、ワークで実際に体感します。
日々行う業務の中で、その時々に必要な答えを自身で導き出せる力をつけます。

○職場でのコミュニケーション

○チームで必要なビジネスマナー

○アンガーマネジメント

●目的 … 新入社員研修ならびに再教育研修支援

- 対象年齢　**18～40歳**くらい
- 性別不問
- 定員30名まで
- 持ち物　筆記用具
- **昼食はお弁当をご用意しています**

担当講師 wise choice 澤田 径代 氏

※新型コロナウイルス感染症対策に伴い、できるだけマスクの着用をお願いします。当日はアルコール消毒液を準備しておりますので、手の消毒をお願いします。会場内を定期的に換気致します。

お申込みは別紙からお願いします！

◆ 2020年度 安全性優良事業所(Gマーク)の申請 について

安全認定
安全性優良事業所

運送事業者の安全性向上への取組みを評価して公表する
「貨物自動車運送事業安全性評価 Gマーク」

利用者が より安全性の高い事業者を選びやすくするとともに、事業者の皆様
全体の安全性の向上に対する意識を高めていただくための認定制度です。

評 価 項 目

①安全性に対する法令の遵守	(配点40点) (基準点数32点)	・地方実施機関の巡回指導結果 ・運輸安全マネジメント取組状況
②事故や違反の状況	(配点40点) (基準点数21点)	・重大事故 ・行政処分状況
③安全性に対する取組の積極性	(配点20点) (基準点数12点)	・安全対策会議の実施、運転者の教育などの取り組みの自己申告事項

100点満点中80点以上、 各項目においても基準点以上の必要があります。

ほかには、認可届出事項の遵守や社会保険等の加入が適正になされている。
などの要件をすべてクリアした事業所を**「安全性優良事業所」**として認定しています。
現在、全国で2万6,192事業所が認定されています。(2019年12月時点)

◇2020年度も申請受付が 7月に行われますのでご案内いたします。

※冊子の申請案内配布については4月にお知らせ致します。

◇ 説明会開催します

安全性優良事業所(Gマーク)取得説明会

●日時: **5/14**(木) **13:30**~ 15:00

●場所: 三重県トラック協会(四日市) 北部輸送サービスセンター研修室
四日市市新正4丁目8-8 TEL 059-353-4522

新たに認定取得を希望されている会員様、また 認定の更新に際し
あらためて内容を確認したい会員様は、参加されることをおすすめします。

お申込みは別紙からお願いします!

◆ 軽油価格調査　結果報告　令和２年１月

購入方法	支部	件数	最高	平均	最低
ﾛｰﾘｰ買い		５２件	１１１．０	９９．４１	９０．１
	桑員	８件	９９．６	９８．２９	９５．４
	北勢	１２件	１０７．６	９９．５７	９５．７
	鈴鹿	８件	１００．３	９８．５	９７．４
	津	７件	１０１．４	９９．５４	９８．３
	松阪	３件	９９．５	９５．９７	９０．１
	南勢	５件	１１１．０	１０１．８２	９５．５
	伊賀	３件	１０５．６	１００．７７	９８．０
	紀北	２件	１００．５	１００．０	９９．５
	南紀	４件	１０１．９	１０１．０	１００．４
ｽﾀﾝﾄﾞ買い		２３件	１３２．０	１０９．６３	９９．３
	桑員	６件	１１７．０	１０７．３	１００．２
	北勢	１件	１１０．５	１１０．５	１１０．５
	鈴鹿	４件	１０５．５	１０２．１８	９９．３
	津	５件	１２０．０	１０７．８８	１０３．０
	松阪	１件	１０３．０	１０３．０	１０３．０
	伊賀	３件	１３２．０	１１５．３３	１０４．０
	紀北	３件	１３２．０	１２３．３３	１１８．０
ｶｰﾄﾞ買い		１３０件	１３７．１	１０９．２９	９５．４
	桑員	１１件	１１９．０	１１２．６	１０２．０
	北勢	３６件	１３７．１	１０８．９	９５．４
	鈴鹿	２０件	１３１．６	１１１．２２	１００．６
	津	１５件	１１５．５	１０７．７５	１０３．５
	松阪	２２件	１２０．０	１０６．０６	１０１．５
	南勢	２件	１１６．６	１１４．３	１１２．０
	伊賀	１４件	１２４．０	１０７．７１	１００．０
	紀北	８件	１２１．５	１１０．３４	９９．０
	南紀	２件	１３２．３	１２７．６５	１２３．０
全体		２０５件	１３７．１	１０６．８２	９０．１

＜ローリー買い＞

	件数	最高	平均	最小
JXTGエネルギー	１４	１１１．０	１００．１９	９５．４
出光	２４	１０１．０	９８．６４	９０．１
キグナス	２	９８．５	９８．４０	９８．３
コスモ	５	１０２．０	９９．１２	９７．２
その他	７	１０８．０	１００．９７	９７．４
計	５２			

＜スタンド買い＞

	件数	最高	平均	最小
JXTGエネルギー	１１	１３２．０	１０９．５９	９９．３
出光	６	１３２．０	１１３．３５	１０２．０
コスモ	１	１１７．０	１１７．０	１１７．０
その他	５	１０６．０	１０３．７６	９９．４
計	２３			

＜カード買い＞

	件数	最高	平均	最小
JXTGエネルギー	３９	１２５．０	１０９．３４	１０１．０
出光	２９	１３２．０	１１２．２８	９９．０
コスモ	１０	１３２．０	１１０．３１	９５．４
その他	５３	１３７．０	１０７．２７	１００．０
計	１３１			

＜その他買い＞

	件数	最高	平均	最小
出光	６	１２４．０	１０８．１７	１０４．０
その他	４	１３０．０	１１４．０	１００．０
計	１０			

◆ 社員教育用の　ＤＶＤの貸し出し

教材用DVDの貸出しをしております。
社員研修・安全教育などにご活用下さい。

貸出しタイトル一覧表 及び 貸出申込書は
三重県トラック協会のホームページからダウンロードしご覧下さい。

http://www.santokyo.or.jp/　の会員向けコンテンツ『社員教育用DVD貸出』をクリック

◆ 新入会員様のご紹介

会員名	野島運送㈱　中部営業所	ＴＥＬ	059-327-5610
代表者名	村松　正治	ＦＡＸ	059-327-5611
支　部	北勢支部	規　模	車両7両、従業員7名
所在地	〒510-8124　三重郡川越町大字南福崎字五町縄944-1		

会員名	花井商事㈱	ＴＥＬ	059-227-7496
代表者名	花井　勝路	ＦＡＸ	059-227-7496
支　部	鈴鹿支部	規　模	車両5両、従業員7名
所在地	〒513-0814　鈴鹿市東玉垣町山神戸2577-58		

会員名	㈱FLT三重	ＴＥＬ	0595-20-2202
代表者名	待鳥 匠	ＦＡＸ	0595-20-2203
支　部	伊賀支部	規　模	車両5両、従業員5名
所在地	〒518-1155　伊賀市治田5388-1		

◆ 会員様の所在地名称・変更等

鈴鹿支部	エスケーオート㈱	退会
松阪支部	堀口運輸㈲	退会

各社から連絡いただきました「会員名簿作成資料」での変更箇所は
令和2年度の会員名簿に反映させていただきます。
また、返信をいただいていない会員様はご報告いただきますようお願いします。

◆ 協会職員人事のお知らせ

杉浦（すぎうら）　夏音（かのん）　総務部　採用　（令和2年3月2日付）

＊　ご意見ご相談等をお寄せ下さい　＊

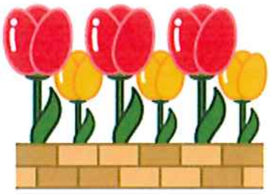

三重県トラック協会　　FAX　059－225－2095

交通ルール、みんなで守って安全・安心！

子供を始めとする歩行者の安全の確保

高齢運転者等の安全運転の励行

自転車の安全利用の推進

4月10日（金）は「交通事故死ゼロを目指す日」です

春の全国交通安全運動

令和2年4月6日（月）～15日（水）

チャイルドシート着用推進シンボルマーク「カチャピョン」

国連「交通安全のための行動の10年」

内閣府　三重県・三重県交通対策協議会

〒514-8570　三重県環境生活部　くらし・交通安全課
TEL059-224-2410　FAX059-224-3069

4月10日(金)は「交通事故死0(ゼロ)を目指す日」です

ルールを守って事故死ゼロのニッポンへ!

高齢運転者等の安全運転の励行

加齢に伴う身体機能の変化を認識!

「まだ大丈夫」が最も危険。反射神経の鈍化、筋力の衰え、視野障害の増加など、身体機能の変化を認識しましょう。運転に自信がある人もない人も、安全運転についてみんなで話し合ってみましょう。警察の安全運転相談窓口でも相談を受け付けています。

子供を始めとする歩行者の安全の確保

思いやりのある運転で事故防止!

次代を担う子供たちのかけがえのない命を交通事故から守りましょう。特に4月以降は、小学生の歩行中の交通事故が増加する傾向にあり、より一層の注意が必要です。また、交通事故死者の約半数を占める高齢者の安全を確保し、交通事故死ゼロを目指しましょう。

自転車の安全利用の推進

自転車は車両です!

自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
5. 子供はヘルメットを着用

内閣府

三重県・三重県交通対策協議会

〒514-8570 三重県環境生活部 くらし・交通安全課 TEL059-224-2410 FAX059-224-3069

春の全国交通安全運動
実施要綱はこちら→

三重県 令和2年 交通安全運動

事業者のみなさんへ

2020年へ向けて、原則屋内禁煙。喫煙には、事業者の分類に沿った喫煙室の設置が必要です。

2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。
多くの人が利用する全ての施設において、原則屋内禁煙となります。

病院・学校	飲食店	オフィス・事業所など
学校・児童福祉施設、病院・診療所、行政機関の庁舎等		事務所、工場、ホテル・旅館、旅客運送事業船舶・鉄道、その他全ての施設
2019年7月1日から「敷地内禁煙」です。	2020年4月1日から「原則屋内禁煙」です。	2020年4月1日から「原則屋内禁煙」です。
※屋外に喫煙場所を設置することも可能です。	※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の設置も可能です。	※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の設置も可能です。

▼ 飲食店についての経過処置 ▼

飲食店のみなさんは、以下の3つの項目の回答によるご自身の事業者分類によって、経過措置があります。

- Q1 2020年4月1日時点で、営業している店舗ですか?
- Q2 資本金または出資の総額5000万円以下ですか?
- Q3 客席面積は100㎡以下ですか?

お住まいの自治体によっては、改正健康増進法以外についても、独自の条例によって受動喫煙防止に関する義務が定められている場合があります。
詳細については各自治体へお問い合わせください。

1つでも「いいえ」　→ 店内喫煙

すべて「はい」　→ 喫煙のみ可／飲食等も可／経過措置として選択可：飲食可

店内喫煙

屋内禁煙

喫煙のみ可

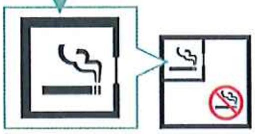

喫煙専用室設置

飲食等も可

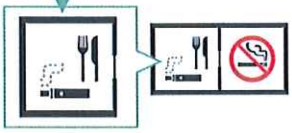

加熱式たばこ専用の喫煙室設置

経過措置として選択可

飲食可

店内での喫煙可

改正法の施行後に施設内での喫煙を可能にするためには、各種喫煙室の設置※だけではなく、その運用に関しても様々なルールの遵守が必要となります。事業者のみなさんが喫煙室の検討を行う際には、以下のような事項に気をつけて、よく検討するようにしてください。**※省令で定める基準を満たす必要があります。詳細は最下段HPへ。**

喫煙室の標識掲示
施設に喫煙室がある場合、標識の掲示が義務付けられます。

20歳未満は立入禁止
20歳未満の方は、従業員も喫煙エリアに立ち入らせることはできません。

従業員への受動喫煙対策
従業員に対する受動喫煙対策も講ずることが必要です。

違反時の罰則等の適用
義務違反時には指導・命令・罰則等が適用されることがあります。

事業者のみなさんへの財政・税制支援等について

受動喫煙対策を行う際の支援策として、各種喫煙室の設置等にかかる財政・税制上の制度が整備されています。
また、喫煙室の設置等に関する相談窓口や測定機器の貸出も行っています。

[財政支援]受動喫煙防止対策助成金
本助成金は、中小企業事業主が受動喫煙対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす喫煙室等の設置などにかかる工賃、設備費、備品費、機械装置費などの経費に対して助成を行う制度です。
詳しくは、https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html

[税制措置]特別償却または税額控除制度
2021年3月31日までに、認定経営革新等支援機関等(商工会議所等)による、経営改善に関する指導に基づいて、一定の要件を満たした経営改善設備の取得を行った場合に、取得価額の特別償却(30%)または税額控除(7%)の適用を認めます。
詳しくは、https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000338604.pdfのP12

詳しい情報はこちらへ　なくそう!望まない受動喫煙
https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp